

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 支部設置規程

平成29年11月20日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「本会」という。）の定款第47条第3項の規定に基づき、支部に関し必要な事項を定める。

(支部の要件)

第2条 支部の設置は、原則として都道府県単位で1とする。ただし、隣接する2以上の都道府県で1支部を設置することができる。

2 支部を構成するために必要な会員数は、5人以上とする。

(名称)

第3条 支部は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会〇〇（都道府県名）支部と称する。ただし、前条第1項ただし書に基づいて設置された支部については、この限りでない。

(事業)

第4条 支部は、本会の定款第3条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本会の事業又は本会が国等から委託を受けた事業、又は支部が国等から再委託を受けた事業
- (2) 都道府県労働局・署等との連携協力する事業、並びに地方公共団体及び関係団体との連携、協力、協調する事業
- (3) 事業場の安全及び衛生の診断並びにこれに基づく指導の実施に関する事業
- (4) 労働安全衛生コンサルタントの品位の保持、業務に必要な教育、指導及び研究の実施並びに講習会等の事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 支部の会員は次の2種類とし、一つの支部にのみ所属する。

(1) 正会員

本会の定款第5条第1号に規定する正会員であつて、その支部の地域内に事務所、勤務先又は住所を有する者とする。

(2) 準会員

本会の定款第5条第2号に規定する準会員であつて、その支部の地域内に勤務先又は住所を有する者とする。

(加入)

第6条 本会の会員は、入会と共に支部会員となり、退会と共に支部会員の資格を失うものとする。

(会員名簿)

第7条 支部は、支部会員名簿を備え、会員の氏名、会員番号、登録番号、事務所又は勤務先の名称及び所在地、住所等必要とする事項を記載するものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 支部には、正会員のうちから支部長、支部監事及び幹事、その他必要な役員を置く。

2 支部長は、支部の推選に基づき会長が委嘱する。

3 支部長を変更する時は、「支部長変更願い」を提出する。

第4章 会議と支部内組織

(会議)

第9条 支部の会議は、支部総会、幹事会及び支部で必要と認めたものとする。

2 支部総会を開催しない支部においては、支部総会は幹事会をもって代えることができ、以下の規定における「支部総会」を幹事会と読み替えるものとする。

3 支部総会は本会の事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。

(支部内組織)

第 10 条 支部は定款第 3 条の目的及び本規程第 4 条の事業の遂行のため、幹事会の他必要のある時は委員会、部会、グループなどを設けることができる。

2 支部の事業の運営、事務所の維持、行事、会合等の支部の活動に必要な経費に充てるため、その参加者から必要な金額を徴収することが出来る。

3 これらの組織への参加は会員の任意である。

第 5 章 会計及び資産

(収益、費用及び資産)

第 11 条 支部の収益は、次の各号に掲げるもので構成し、支部長がこれを管理するものとする。

(1) 支部交付金等

(2) 本部からの助成金

(3) 第 4 条の事業による収益

(4) 第 10 条の参加者からの徴収がある場合その収入

(5) その他の収入

2 支部の費用は、その支部の収益をもって支弁する。

3 支部の会計は、本会会計の一部として決算される。

4 資産は本会において管理される。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 支部長は、毎事業年度当初に、その支部の事業計画及び収支予算について幹事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 13 条 支部長は、毎事業年度終了後に事業報告と収支決算を作成し支部監事の監査を受けた上で、幹事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をうけた書類は、支部総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 支部長は、毎年 4 月 21 日までに第 11 条に基づく収益及び費用を本部事務局経理課まで報告するものとする。

(事業年度)

第 14 条 支部の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(報告)

第 15 条 支部長は、支部総会で議決した事項については、関係資料を添えて支部総会終了後 30 日以内に本会会長に報告するものとする。

第 6 章 契約行為、事務局等

(事務局)

第 16 条 支部は、事務局を設け、事務責任者を置く。

2 事務責任者を置いた場合または変更した場合は、『支部事務局変更届』により本部に報告する。

(対外的な契約)

第 17 条 支部長は会長から委任を受けた事項について対外的な契約行為を行う事ができる。必要な事項は別途定める。

(監査)

第 18 条 会長は、必要に応じて支部長から報告を求め、あるいは支部を監査することができるものとし、支部長は会長の求めに応じて、当該監査に必要な帳簿、領収書その他の証憑類を提出するものとする。

(支部規約)

第 19 条 支部の役員、会議、支部内組織、事務局その他支部運営に関し必要な事項は、本会定款及び各規定に基づき支部規約で定める。

2 支部規約を変更した場合は、すみやかに会長の承認を得なければならない。

第7章 支部設置手続

(支部設置及び変更申請)

第20条 新たに支部を設置しようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて支部設置申請書を会長に提出するものとする。

- (1) 支部の会員名簿
- (2) 支部規約案
- (3) 支部長及び役員の候補者名簿
- (4) 事業計画案
- (5) 収支予算案
- (6) 事務局所在地
- (7) 事務責任者の氏名

2 支部の設置承認は、本会の総会の議決を経て会長が行う。

(変更)

第21条 この規程の変更は、本会理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。